

# ゆっくりすべりケースの評価基準について

# ゆっくりすべり現象の始まりと終わりの判断

## 【調査開始】

1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

(「気象庁が調査を開始する対象となる現象」のうち、地殻変動に関する事項を抜粋)

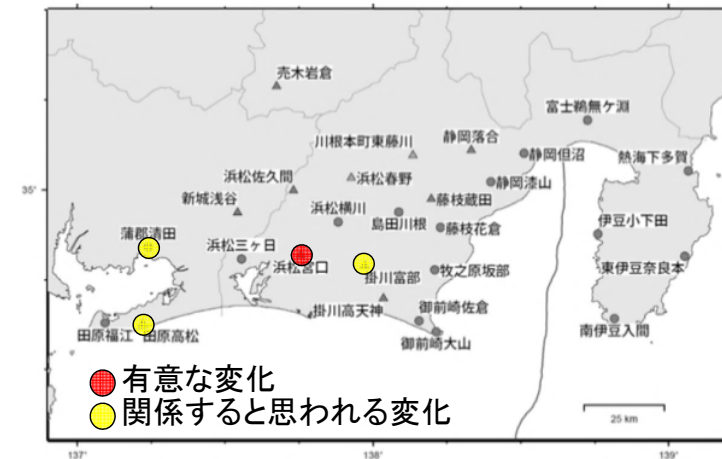
## 【評価】

ひずみ計の変化が、通常と異なる場所や大きさのゆっくりすべりがプレート境界で発生していることを示唆していると判断した場合は、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価

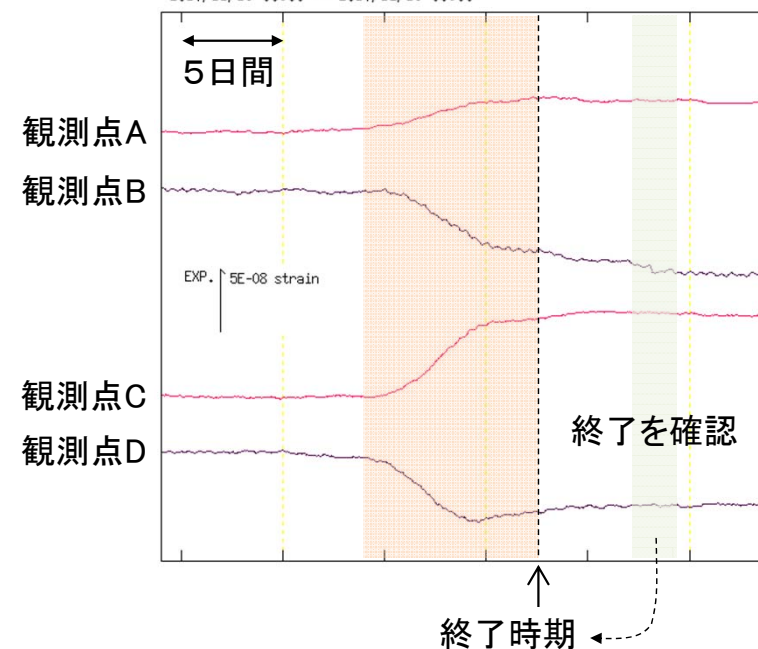
## 【終了】

明瞭な変化が見られる観測点(成分)での変化が概ね、開始前のトレンドに戻り、ノイズレベルの中に収まったかどうかをしばらく確認し、終了の時期を日単位程度で判断

左記のイメージ図



ひずみ変化のイメージ図

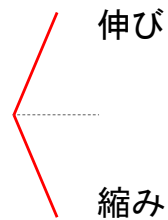


# 長期的ゆっくりすべりについて

長期的ゆっくりすべりについて、上記の基準を超えればゆっくりすべりケースと見なす。これより小さな変化を観測した場合でも、定例の評価検討会\*などで発生した事実を公表する。

なお、これまでの事例で、この基準を超える変化(有意な変化)が観測されたことはない。

\* 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会



「有意な変化」となる変化速度

## 長期的ゆっくりすべりの評価

